

令和 4年 7月 19日

令和6年度姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃料価格の高騰に直面する姫路市内の乗合バス事業者、タクシー事業者、定期航路事業者及び鉄道事業者に対し、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域公共交通の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) 定期航路事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。
- (4) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を営む者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、予算の範囲内において、別表第1から別表第4までに定めるところにより補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「補助対象期間」という。）について、同一の補助対象者につき1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金交付決定書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときは書面により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件等）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速

やかに当該状況に関し報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援事業遂行困難状況報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合において、当該補助事業の中止又は廃止を承認するときは、その旨を姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、令和8年3月10日までに姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類を審査し、補助金の額を確定し、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金額確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第5条又は第8条第2項の規定により通知された額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金請求書（様式第10号）に必要書類を添付して、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第15条 市長は、前条第1項の規定により、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を交付したときは、第12条第1項の規定により確定した補助金の額と既に交付した補助金の額の差額を精算するものとする。

(調査及び措置)

第16条 市長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者について調査をすることができる。

2 市長は、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合には、その旨を姫路市地域公共交通燃料価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、当該取り消した部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還

を命ずるものとする。

(延滞利息)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき法定利率により計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第20条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。